

生産復興運動実施要綱 経済復興会議

一 主旨

現下深刻化シ行ク生産ノ危機ニ対シテ本運動ヲ通ジテ、誠実ナル経営者並ニ自覚アル労働組合ハ相協力シテ、生産労働条件ノ改善並ニ経営ノ民主化ヲ図リツテ隘路ノ打開ニヨリテ生産増大ニ挺身シ以テ当面スル経済危機ノ克服ト日本経済復興ヘノ道程トスル。

一 運動ノ主体

本運動ハ経済復興会議ガ主体トナツテ推進本部ヲ設ケ、ソノ実行ハ経営現場ニ於テ労働組合ト経営者トガ民主的方法ニヨリ協議協力シテ具体化スル。

一 運動展開ノ範囲

一、石炭、電力、鉄鋼、肥料其他指定生 市場  
運動展開

資産業業、輸出産業、交通運輸並ニソノ関聯産業ヲ中心トスル。

一 実施方法

一、運動ニ参加スル各経営ハソレソレニオケル復興組織ニ於テ、現在ノ生産実績、資材ノ入手状況、ノ見透等ヲ基礎トシテ、増産計画ヲ樹立スル。

二、増産増産実施計画ニ当リテハ、実質資金ノ充実に労働基準法ニ對シテ最低労働条件ノ確立、封建的生產諸条件ノ掃蕩、経営徹底の民主化、遊休資材ノ活用、製品歩留ノ向上、製品々々質ノ向上、工程管理、作業方法ノ改善等、工場管理ノ綜合的技術的改善ヲ中心トシテ生産能率高上ヲ図ル。

三、中央本部ハ業種、地方ノ特殊性ヲ考慮シテ、共通隘路ノ打開具  
体策ヲ樹立スル。

裏面白紙

4. 此ノ自主的増産計画遂行ニ対シテ本部ハ資材資金技術等  
助ヲ去ヘル爲積極的ニ便宜ヲ分ル様政府ニ要請スル等ニ  
臨路打開ニ対シテハ強カク措置ヲ講ズル様ニスル

5. 中央本部ハ各關係官庁ト緊密ニ連絡シ運動ニ成ル所  
ヲハカル。尚地方本部ニ準ジテ措置ヲトル

6. 本運動ニ於テ基礎條件ヲ充實シ優劣ナル成績ヲ  
ニ対シテハ成績ヲ検討シ上、運動本部ニ於テ之ヲ生  
者トシテ表彰シ且政府ニ対シ表彰方ヲ推  
一、運動 期間

一月一日ヨリ六月間トスル

附記

本運動ノ実施細目ニ関シテハ、委員会ヲ設ケテ  
十分審議シ別ニ之ヲ行ハスル

参考

危機突破生産復興運動要綱 労働省

趣旨

経済の危機を突破し、産業を復興し、民生の安定を圖るためには、一  
つに労働の生産性昂揚に期待しなればならぬ。  
現在多くの労働者が、今日の窮乏に耐えつゝ、生産にいそしみつゝあ  
ることは誠に感激に堪えない所であつて、国家及び経営者は高効率の勞  
働者に対して、それに相應する報賞をなすと共に、國民的感謝の意を表  
し、進んで一段の努力を期待するものとする。  
因つてこれがため関係者の意見を聴き、概ね左の措置を講ずるものと  
する。

二、実施要領

1. 実施事業

本運動は石炭業、鉄鋼業、肥料業、生活必需品生産業、輸出物資  
生産業、交通運輸業等の重要事業に展開せられるものとする。

2. 運動主体

本運動は、経済復興会議を中心とし、経営者及び労働組合が協力し  
てこれに当るものとする。この際特に労働組合が積極的にこれを推進  
することを目指すものとする。  
右のため、中央、地方及び各現場に夫々関係者を以て構成する危機突  
破生産復興運動本部を設けるものとする。

3. 実施方法

- イ、運動実施上必要な生産昂揚の目標及び方法は各運動本部において、  
夫々の業種及び現場の実情に即し、具体的に妥当するやうに決定す  
るものとし、併せて趣旨の徹底に当るものとする。
- ロ、生産昂揚の目標及び成果は、労働者個人単位たるのみならず、一  
定の協同作業に従事する一定の労働者の集団、更に進んで当該労働  
組合そのものを一体として考慮するものとする。
- ハ、経営者は現場における運動本部の議を経て、少くとも、基礎作業  
量を越へる能率に対しては、明確なる果進的給與の支給を承認し、

